

# 集会施設等設置補助金 活用マニュアル

集会施設等設置補助金は自治会が集会施設や倉庫を新築、増築、改築、修繕、または取得する費用の一部を助成する補助金です。

※補助金の申請後交付決定通知があるまでは工事など着手をしないでください。着手された場合は補助申請ができませんのでご注意ください。また、すでに着手している工事は申請できませんのでご注意ください。



立川市産業文化部協働推進課

住所 立川市泉町1156-9

電話 042-528-4315 (直通)

FAX 042-527-8074

## 1. 補助対象要件

補助対象となる工事は次のとおりです。

- (1) 自治会が地域住民の利用に供するための建物の新築、増築、改築、修繕であること。
- (2) 建築基準法その他の法令に適合するものであること
- (3) 整備に要する経費が 10 万円以上であること
- (4) 補助金を申請した年の年度末までに整備が完了すること
- (5) 自治会の加入者の同意があること

## 2. 補助金額

- (1) 補助金の額は、対象経費の1/2に相当する額とし、1年度につき10,000,000円を上限とします。
- (2) 補助を受けた年度の翌年度はこの補助金の申請はできません。
- (3) 補助率、限度額はすべて市の予算の範囲内となります。

## 3. 補助対象経費

補助対象となるのは次の経費です。

- (1) 建物の新築、増築、改築、修繕又は区分所有の建物の改築、修繕に係る経費のうち、建築費、購入費、設計料、消費税、各種申請手数料等
- (2) 空調設備（エアコン・クーラー等）、給湯器の設置工事に係る経費
- (3) 集会施設の使用に欠くことのできない敷地内の上下水道、ガスの配管工事に係る経費
- (4) 経年劣化による畳の取替え又は表替えに係る経費
- (5) ふすま、障子の破損に伴う取替え又は張替えに係る経費
- (6) フローリング床等への改修に係る経費

【ご注意】次のような経費は補助の対象外となります。

- (1) 賃貸借をしている建物・用地の更新料、地代、家賃等
- (2) 賃貸借をしている建物の改築・修繕にかかる経費  
※ただし、賃貸人及び賃借人双方の費用負担について、賃借人がその全額を負担する旨の賃貸借契約等取り決めのあるときはこの限りではありません。なお、この場合の賃借人（自治会）は、賃貸人（貸主）から当該建物の工事内容にかかわる許諾を受け、その書面のコピーを添付してください。
- (3) 建物、用地を取得したときの登録にかかる税、不動産取得税、固定資産税
- (4) 門、塀、掲示板の設置等の外構工事に係る経費
- (5) 建物を取り壊すのみの経費
- (6) 建物に直接付随しない備品、消耗品の購入
- (7) 修繕等にかかる経費が10万円未満の場合

#### 4. 補助金交付までの手続の流れ

＜工事実施前年度＞

- (1) 調査  
8月頃に自治会長あてに翌年度の自治会集会施設や倉庫の新築及び修繕等に関する調査票を郵送しますので、ご回答をお願いします。
- (2) 現場確認  
(1)の調査で「新築及び修繕の予定あり」と回答した自治会には市協働推進課職員が現地にて調査します。
- (3) 見積書の提出  
翌年度の予算案を作成する際の資料とするため、概算の見積書を提出していただきます。
- (4) 連絡  
4月になりましたら、申請の手続きについて、ご連絡いたします。

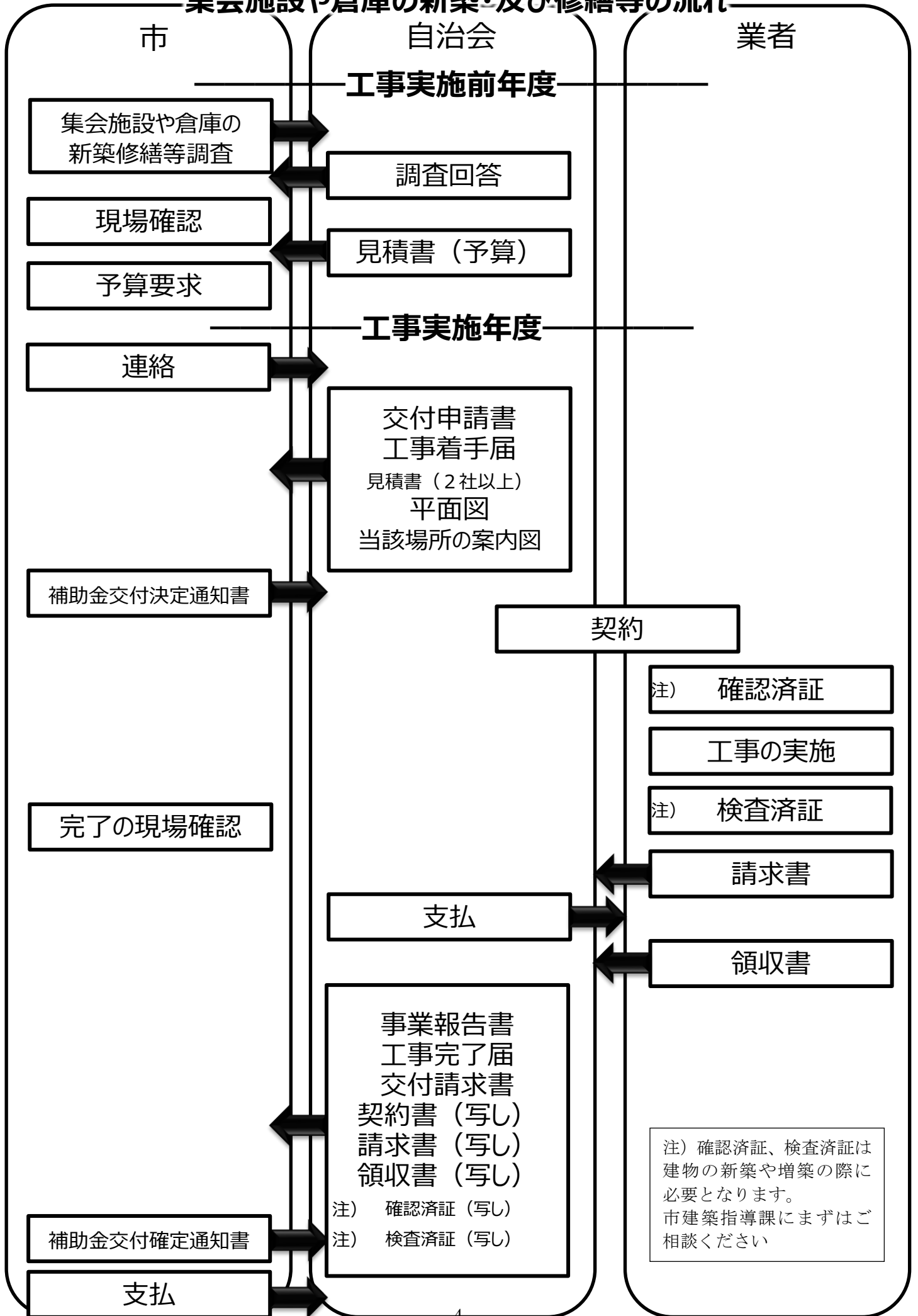
### <工事実施年度>

- (5) 申請  
申請書類を提出していただきます。提出書類は、集会施設等設置補助金交付申請書、工事着手届、見積書(2社以上)、平面図、当該場所の案内図です。
- (6) 交付決定通知  
補助金の交付が決定いたしましたら、交付決定通知をお送りします。
- (7) 工事着手  
交付決定通知書が届きましたら、業者と契約して工事を進めてください。新築・改築の場合は早めに市建築指導課へ相談し、確認済証を取得のうえ、写しを提出してください。
- (8) 工事完了  
新築・改築の場合は検査済証を取得してください。工事完了後に現場確認をしますので、市協働推進課へご一報願います。
- (9) 完了の現場確認  
市協働推進課職員が現地にて完了の現場確認をします。
- (10) 事業者への支払い  
支払いの際には必ず請求書と領収書を受け取ってください。
- (11) 報告  
報告書類を提出していただきます。(事業報告書、工事完了届、交付請求書、契約書の写し、請求書の写し、領収書の写し、工事中の写真、新築・改築の場合は確認済証の写し、検査済証の写し)
- (12) 補助金交付

### 注意事項

- (1) この補助金は、翌年度一般会計予算が議会の審議を経て成立することを前提としています。予算が成立しなかった場合は補助金の交付は行いません。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は補助金の取消又は返還となります。
  - ① 虚偽の方法により補助金交付の決定又は補助金を受けたとき
  - ② 補助の対象となった集会施設を集会以外の目的に供するものとしたとき
  - ③ 集会施設を第三者に譲渡する、あるいは長期間使用权を設定するなど集会所としての目的を阻害したとき
  - ④ 補助金交付の条件その他立川市集会施設等設置補助金交付規則の規定に違反したとき

# 集会施設や倉庫の新築・及び修繕等の流れ



## よくある質問

Q 1. 自治会内で修繕について意見がまとまっていませんが、とりあえず申請をしてもいいですか。

A 1. 必ず自治会内で意見がまとまってから申請をお願いします。

Q 2. 施工業者を紹介してもらえませんか。

A 2. 市では公平性の観点から特定の業者を紹介することはいたしません。

Q 3. 集会施設を建てた場合に税金の減免制度はありませんか。

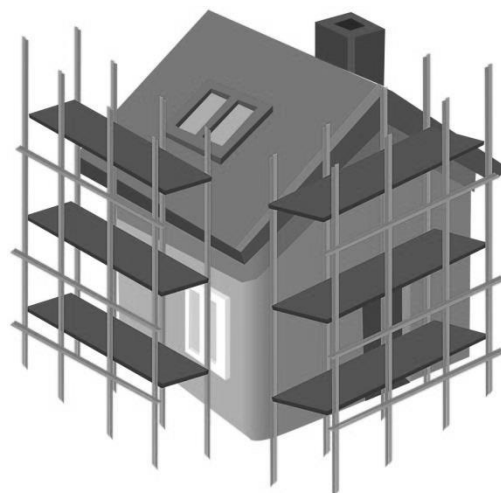
A 3. 固定資産税・都市計画税に減免制度があります。くわしくは市課税課へお問い合わせください。

Q 4. 補助対象事業と補助対象外事業が混在する場合は、補助額はどのように算定されますか。

A 4. 対象事業と対象外事業が混在する場合は工事の見積書を別々に作成してください。この場合、諸経費や出精値引など全体にかかる費用をできるだけ明確に配分する必要があります。

Q 5. 台風で急に雨漏りが発生した。急いで直したいが補助金の申請ができますか。

A 5. 毎年8月に行う、新築及び修繕等に関する調査時に翌年度の修繕予定を提出していただいた自治会を優先して申請を受け付けています。緊急の場合は市協働推進課までご相談ください。



## ■ 立川市集会施設等設置補助金交付規則

### (目的)

第1条 この規則は、住民の自治団体（以下「自治会等」という。）が設置する集会施設及び倉庫（以下「集会施設等」という。）に対して交付する補助金について必要な事項を定めることを目的とする。

### (補助対象)

第2条 補助金を交付する集会施設等は、自治会等がその地域住民の利用に供するため、新築、増築、改築、修繕又は取得（以下「建築等」という。）をする建築物とする。この場合において、建築物の区分所有に係るものについても、また同様とする。

### (補助金額)

第3条 補助金の額は、1年度につき10,000,000円を限度とし、前条に規定する建築物に係る経費（当該建築等に欠くことのできない直接経費を含む。）の100分の50に相当する額とする。ただし、予算の範囲内の額とする。

2 区分所有による建築物にあっては、当該建築物の敷地に係る経費を含まないものとする。

### (交付申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする自治会等は、集会施設等設置補助金交付申請書（第1号様式）により申請しなければならない。

### (交付決定)

第5条 前条の規定による申請があったときは、審査のうえ、速やかに可否を決定し、集会施設等設置補助金交付決定通知書（第2号様式）により自治会等に通知するものとする。

### (交付申請の変更等)

第6条 自治会等は、前条の規定による交付の決定後において、第4条の規定による申請の内容に変更が生じた場合には、速やかに集会施設等設置補助金交付変更申請書（第3号様式）により申請しなければならない。

2 前項の規定による変更の申請があったときは、審査のうえ、適正なものについて補助金の交付の変更を決定し、集会施設等設置補助金交付変更決定通知書（第4号様式）により自治会等に通知するものとする。

### (実績報告)

第7条 自治会等は、事業を完了したときは、速やかに集会施設等設置補助金事業報告書（第5号様式）により報告しなければならない。

### (補助金額の確定)

第8条 前条の規定による報告を受けた場合において、事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、集会施設等設置補助金確定通知書（第6号様式）により自治会等に通知する。

### (交付請求)

第9条 自治会等は、前条に規定する通知を受けたときは、集会施設等設置補助金交付請求書（第7号様式）により請求しなければならない。

### (処分等の制限)

第10条 建築等をした建築物は、建築等をした日から起算して5年間は、承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

### (雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、立川市補助金等交付規則（昭和41年立川市規則第1号）の定めるところによる。

問い合わせ先 立川市産業文化部協働推進課

〒190-0015 立川市泉町1 156-9

電 話 042-523-2111

【内線2627】

FAX 042-527-8074